

第十一号様式

【表紙】

【発行登録番号】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】(1)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(2)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(3)

【発行予定期間】(4)

【発行予定額又は発行残高の上限】(5)

【安定操作に関する事項】(6)

【縦覧に供する場所】(7)

発行登録書

____財務（支）局長

____年 月 日

この発行登録書による発行登録の効力発生
予定日（____年 月 日）から 年を
経過する日（____年 月 日）まで

名称

____(所在地)

第一部【証券情報】(8)

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行株式】

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

(2)【募集の条件】

3【株式の引受け】

4【新規発行新株予約権証券】

5【新規発行社債】

6【社債の引受け及び社債管理の委託】

7【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(2)【手取金の使途】

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【売出有価証券】

(1)【売出株式】

(2)【売出新株予約権証券】

(3)【売出社債】

2 【売出しの条件】

第3 【その他の記載事項】

第二部 【参照情報】 (9)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

年 月 日 ___財務 (支) 局長に提出

事業年度 第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

年 月 日までに ___財務 (支) 局長に提出予定

2 【半期報告書】

事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日)

年 月 日 ___財務 (支) 局長に提出

事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日)

年 月 日までに ___財務 (支) 局長に提出予定

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日 (年 月 日) までに、臨時報告書を 年 月 日に ___財務 (支) 局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書 (上記 の訂正報告書) を 年 月 日に ___財務 (支) 局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

第三部 【保証会社等の情報】 (10)

(記載上の注意)

(1) 会社名

提出者が指定法人である場合には、「会社名」を「指定法人」に読み替えて記載すること (以下この様式において同じ。)

(2) 削除

(3) 発行登録の対象とした募集 (売出) 有価証券の種類

発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の種類を記載すること。当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。

(4) 発行予定期間

a 発行登録による募集又は売出しを予定している期間により1年又は2年と記載すること。

b 発行登録の効力発生予定日には、発行登録書の提出日から、法第23条の5第1項において準用する法第8条第3項の規定により当該発行登録者に係る法第5条第1項第2号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、財務 (支) 局長が指定した期間を経過する日を記載すること。

(5) 発行予定額又は発行残高の上限

発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載

した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。

なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定している有価証券の種類が社債券であるときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を記載すること。

(6) 安定操作に関する事項

令第20条第1項に規定する安定操作取引を行うことがある場合には、令第21条各号に掲げる事項を記載すること。

(7) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店及び金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(8) 証券情報

第十二号様式第一部に準じて記載すること。ただし、当該有価証券について引受けを予定する金融商品取引業者のうち主たるものの名称を除いては、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。

(9) 参照情報

- a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
- b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。
- c 参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書（以下cからeまでにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- d 参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は発行登録書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。
- e 法第23条の4第1項の規定により有価証券報告書等と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1 有価証券報告書及びその添付書類」及び「2 半期報告書」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。

(10) 保証会社等の情報

発行登録による募集又は売出しを予定している社債が保証の対象となる場合には、当該保証を予定している会社について、第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」及び「第四部 特別情報」の「第2 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類」に準じて記載すること。

また、発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について、第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。